

一般財団法人秋田県建築住宅センター 適合証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人秋田県建築住宅センター適合証明業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人秋田県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(新築住宅の設計検査の申請手数料)

第2条 業務規程第21条に規定する設計検査の申請手数料の額は、申請一件につき、表1の各号の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表各号の右欄に定めるとおりとする。

(1)	一戸建て等 （フラット35、財形住宅融資、積立者向け融資）	11,000
(2)	共同建て（住戸数11戸未満） （合理的土地利用建築物）	41,800
(3)	共同建て（住戸数11戸以上21戸未満） （合理的土地利用建築物）	75,900
(4)	共同建て（住戸数21戸以上50戸未満） （合理的土地利用建築物）	113,300
(5)	共同建て（住戸数50戸未満） （フラット35、財形住宅融資、積立者向け融資、 フラット35登録マンション）	113,300
(6)	共同建て（住戸数50戸以上） （フラット35、財形住宅融資、積立者向け融資、 フラット35登録マンション、合理的土地利用建築物）	140,800

2 設計検査において、センターが設計住宅性能評価を行う場合又は設計住宅性能評価書を交付した場合は、前項に規定する設計検査の申請手数料の額の定めによらず、申請一件につき、表2の各号の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表各号の右欄に定めるとおりとする。

(1)	一戸建て等 （フラット35、財形住宅融資、積立者向け融資）	5,500
(2)	共同建て（住戸数11戸未満） （合理的土地利用建築物）	30,800
(3)	共同建て（住戸数11戸以上21戸未満） （合理的土地利用建築物）	56,100
(4)	共同建て（住戸数21戸以上50戸未満） （合理的土地利用建築物）	84,700

5)	共同建て（住戸数50戸未満） （フラット35、財形住宅融資、積立者向け融資、 フラット35登録マンション）	84,700
(6)	共同建て（住戸数50戸以上） （フラット35、財形住宅融資、積立者向け融資、 フラット35登録マンション、合理的土地利用建 築物）	105,600

(新築住宅の中間現場検査の申請手数料)

第3条 業務規程第21条に規定する中間現場検査の申請手数料の額は、申請一件につき、表3の各号の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表各号の右欄に定めるとおりとする。

表3 中間現場検査手数料（円：税込価格）		
(1)	一戸建て等 （フラット35、財形住宅融資、積立者向け融資）	15,400
(2)	共同建て	—

2 中間現場検査において、センターが建設住宅性能評価または住宅瑕疵担保保険の現場検査を行い、中間現場検査の省略申請を行わない場合においては、前項に規定する中間現場検査の申請手数料の額の定めによらず、申請一件につき、表4の各号の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表各号の右欄に定めるとおりとする。

表4 中間現場検査手数料（円：税込価格） （建設住宅性能評価または住宅瑕疵担保保険の現場検査を受ける場合）		
(1)	一戸建て等 （フラット35、財形住宅融資、積立者向け融資）	12,100
(2)	共同建て	—

3 中間現場検査において、センターが建設住宅性能評価及び住宅瑕疵担保保険の現場検査を行い、中間現場検査の省略申請を行わない場合においては、前項に規定する中間現場検査の申請手数料の額の定めによらず、申請一件につき、表5の各号の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表各号の右欄に定めるとおりとする。

表5 中間現場検査手数料（円：税込価格） （建設住宅性能評価及び住宅瑕疵担保保険の現場検査を受ける場合）		
(1)	一戸建て等 （フラット35、財形住宅融資、積立者向け融資）	8,800
(2)	共同建て	—

(新築住宅の竣工現場検査・適合証明の申請手数料)

第4条 業務規程第21条に規定する竣工現場検査・適合証明の申請手数料の額は、申請一件につき、表6の各号の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表各号の右欄に定めるとおりとする。

表6 竣工現場検査・適合証明手数料（円：税込価格）		
(1)	一戸建て等 （フラット35、財形住宅融資、積立者向け融資）	15,400

(2)	共同建て (フラット35、財形住宅融資、積立者向け融資、合理的土地利用建築物)	22,000 + (3,300 × N)
(3)	共同建て (フラット35登録マンション)	22,000 + (1,100 × N)

Nは申請戸数とする。

2 竣工現場検査において、センターが建設住宅性能評価を行い、竣工現場検査・適合証明の合理化が図れる場合においては、前項に規定する竣工現場検査・適合証明の申請手数料の額の定めによらず、申請一件につき、表7の各号の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表各号の右欄に定めるとおりとする。

(1)	一戸建て等 (フラット35、財形住宅融資、積立者向け融資)	12,100
(2)	共同建て (フラット35、財形住宅融資、積立者向け融資、合理的土地利用建築物)	17,600 + (2,200 × N)
(3)	共同建て (フラット35登録マンション)	17,600 + (1,100 × N)

Nは申請戸数とする。

(フラット35(中古住宅)、財形住宅融資(リ・ユース住宅)、住宅融資保険の適合証明に係る手数料)

第5条 業務規程第21条に規定する物件調査・適合証明の申請手数料の額は、申請一件につき、表8・9の各号の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表各号の右欄に定めるとおりとする。

(1)	フラット35 (中古住宅)	46,200
(2)	財形住宅融資 (中古住宅) リ・ユース住宅	46,200
(3)	財形住宅融資 (中古住宅) リ・ユースプラス住宅	46,200
(4)	積立者向け融資	46,200
(5)	住宅融資保険	46,200

※機構基準により耐震評価が必要な建築物は、上表金額に3万円を加えた金額とする。

※上記(1)、(4)において、割増融資分は3,300円を加えた金額とする。

(1)	フラット35 (中古住宅)	46,200
(2)	財形住宅融資 (中古住宅) リ・ユースマンション	46,200
(3)	財形住宅融資 (中古住宅) リ・ユースプラスマンション	46,200

(4)	積立者向け融資	46,200
(5)	住宅融資保険	46,200

※機構基準により耐震評価が必要な建築物は、上表金額に3万円を加えた金額とする。

※上記(1)、(4)において、割増融資分は3,000円を加えた金額とする。

2 マンションの物件調査において、住宅金融支援機構マンション情報が登録されており、検査の合理化が図れる場合においては、前項に規定する申請手数料の額の定めによらず、申請一件につき、表10の各号の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表各号の右欄に定めるとおりとする。

表10 マンション：物件調査・適合証明手数料（円：税込価格） （機構マンション情報登録あり）		
(1)	フラット35（中古住宅）	28,600
(2)	財形住宅融資（中古住宅）リ・ユース住宅	28,600
(3)	財形住宅融資（中古住宅）リ・ユースプラス住宅	28,600
(4)	積立者向け融資	28,600
(5)	住宅融資保険	28,600

（フラット35S、積立者向け融資割増融資分の適合証明に係る申請の手数料の加算額）

第6条 フラット35S、積立者向け融資割増融資分の適合証明に係る申請の手数料の加算額は表11、表12、表13、表14、表15及び表16の各号の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表各号の右欄に定めるとおりとする。

ただし、当センターに設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価を申請する場合は申請の区分に応じ、加算しないものとする。

表11 フラット35S、積立者向け融資割増融資分の申請に伴う手数料の加算額（円：税込価格） （一戸建て等：設計検査手数料加算額）		
(1)	省エネルギー性能	6,600
(2)	耐震性能	6,600
(3)	バリアフリー性能	3,300
(4)	耐久性、可変性能	3,300
(5)	積立者向け融資割増融資分	3,300

表12 フラット35S、積立者向け融資割増融資分の申請に伴う手数料の加算額（円：税込価格） （一戸建て等：現場検査・適合証明（検査2回）手数料加算額）		
(1)	省エネルギー性能	6,600
(2)	耐震性能	3,300
(3)	バリアフリー性能	3,300
(4)	耐久性、可変性能	3,300
(5)	積立者向け融資割増融資分	6,600

表 1 3 フラット35 S、積立者向け融資割増融資分の申請に伴う手数料の加算額 (円：税込価格) (共同建て：設計検査手数料加算額)		
(1)	省エネルギー性能	2,200×N
(2)	耐震性能(200㎡以下)	8,800
(3)	耐震性能(200㎡超え500㎡以下)	13,200
(4)	耐震性能(500㎡超え1,000㎡以下)	16,500
(5)	耐震性能(1,000㎡超え2,000㎡以下)	29,700
(6)	耐震性能(2,000㎡超え10,000㎡以下)	59,400
(7)	耐震性能(10,000㎡超え50,000㎡以下)	92,400
(8)	耐震性能(50,000㎡超え)	188,100
(9)	バリアフリー性能	3,300×N
(10)	耐久性、可変性能	2,200×N
(11)	積立者向け融資割増融資分	2,200×N

Nは建設戸数とする。

表 1 4 フラット35 S、積立者向け融資割増融資分の申請に伴う手数料の加算額 (円：税込価格) (共同建て：竣工検査・適合証明手数料加算額)		
(1)	省エネルギー性能	2,200×M
(2)	耐震性能(200㎡以下)	13,200
(3)	耐震性能(200㎡超え500㎡以下)	16,500
(4)	耐震性能(500㎡超え1,000㎡以下)	23,100
(5)	耐震性能(1,000㎡超え2,000㎡以下)	28,600
(6)	耐震性能(2,000㎡超え10,000㎡以下)	52,800
(7)	耐震性能(10,000㎡超え50,000㎡以下)	92,400
(8)	耐震性能(50,000㎡超え)	183,700
(9)	バリアフリー性能	4,400×M
(10)	耐久性、可変性能	2,200×M
(11)	積立者向け融資割増融資分	2,200×M

Mは建設戸数とする。

表 1 5 フラット35 S (機構登録マンション) の申請に伴う手数料の加算額 (円：税込価格) (共同建て：設計検査手数料加算額)		
(1)	省エネルギー性能	1,100×M
(2)	耐震性能(200㎡以下)	8,800
(3)	耐震性能(200㎡超え500㎡以下)	13,200
(4)	耐震性能(500㎡超え1,000㎡以下)	16,500
(5)	耐震性能(1,000㎡超え2,000㎡以下)	29,700
(6)	耐震性能(2,000㎡超え10,000㎡以下)	59,400
(7)	耐震性能(10,000㎡超え50,000㎡以下)	92,400
(8)	耐震性能(50,000㎡超え)	188,100

(9)	バリアフリー性能	1,100×M
(10)	耐久性、可変性能	1,100×M
(11)	サービス付き高齢者向け	4,400×M

Mは建設戸数とする。

表16 フラット35S（機構登録マンション）の申請に伴う手数料の加算額 （円：税込価格） （共同建て：竣工検査・適合証明手数料加算額）		
(1)	省エネルギー性能	1,100×M
(2)	耐震性能(200㎡以下)	13,200
(3)	耐震性能(200㎡超え500㎡以下)	16,500
(4)	耐震性能(500㎡超え1,000㎡以下)	23,100
(5)	耐震性能(1,000㎡超え2,000㎡以下)	28,600
(6)	耐震性能(2,000㎡超え10,000㎡以下)	52,800
(7)	耐震性能(10,000㎡超え50,000㎡以下)	92,400
(8)	耐震性能(50,000㎡超え)	183,700
(9)	バリアフリー性能	1,100×M
(10)	耐久性、可変性能	1,100×M
(11)	サービス付き高齢者向け	5,500×M
(12)	省エネ	2,200×M

Mは建設戸数とする。

（リフォームの適合証明に係る手数料）

第7条 業務規程第21条に規定する物件調査・適合証明の申請手数料の額は、申請一件につき、表17の各号の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表各号の右欄に定めるところとする。

表17 一戸建て等、共同建て：物件調査・適合証明手数料（円：税込価格）		
(1)	耐震リフォーム、グリーンリフォーム	39,600
(2)	バリアフリーリフォーム	36,300
(3)	財形住宅融資	24,200
(4)	積立者向け融資	24,200

※上記(4)において、割増融資分は3,000円を加えた金額とする。

第8条 廃止

（フラット35（リノベ）の適合証明に係る手数料）

第9条 業務規程第21条に規定する物件調査・適合証明の申請手数料の額は、申請一件につき、表19の各号の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表各号の右欄に定めるところとする。

表 19 一戸建て等・共同建て（円：税込価格）		
通常申請の場合		
基本料金		
事前確認	現地調査含む	66,000
計画確認・適合証明	現地調査含む	66,000
追加料金		
事前確認	旧耐震物件であり、耐震評価を行う場合	22,000
計画確認	旧耐震物件であり、耐震評価を行う場合	22,000
一括申請の場合 (宅建事業者が取得してリフォーム工事後に一括して行う申請)		
基本料金		
計画確認・適合証明	現地調査含む	99,000
追加料金		
計画確認	旧耐震物件であり、耐震評価を行う場合	22,000

(賃貸住宅融資の適合証明に係る手数料)

第10条 業務規程第21条に規定する物件調査・適合証明の申請手数料の額は、申請一件につき、表20の各号の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表各号の右欄に定めるとおりとする。

表 20 賃貸住宅融資（円：税込価格）				
区分		申請戸数	設計検査	竣工検査
①断熱構造基準にて「一次エネルギー消費量等級」を選択した場合	当センターに建築確認又は検査を同時申請する場合	1～10戸	申請戸数×2200円 +13200円	申請戸数×2200円 +13200円
		11戸～20戸	申請戸数×1100円 +24200円	申請戸数×1100円 +24200円
		21戸～	申請戸数×550円 +35200円	申請戸数×550円 +35200円
	上記以外の場合	1～10戸	申請戸数×2200円 +24200円	申請戸数×2200円 +24200円
		11戸～20戸	申請戸数×1100円 +35200円	申請戸数×1100円 +35200円
		21戸～	申請戸数×550円 +46200円	申請戸数×550円 +46200円
②上記以外の場合	当センターに建築確認又は検査を同時申請する場合	1～10戸	申請戸数×1100円 +13200円	申請戸数×1100円 +13200円
		11戸～	申請戸数×550円 +18700円	申請戸数×550円 +18700円
	上記以外の場合	1～10戸	申請戸数×1100円 +24200円	申請戸数×1100円 +24200円
		11戸～	申請戸数×550円	申請戸数×550円

			+29700円	円+29700円
--	--	--	---------	----------

※変更設計検査の手数料は、上表の「設計検査」の1/2の額とする。

※再検査が必要となった場合は、上表の検査手数料の1/2の額を追加徴収する。

(他機関が設計検査を行った住宅の現場検査の申請手数料)

第11条 中間現場検査及び竣工現場検査・適合証明の対象となる住宅の計画に係る設計検査を行った者が当機関でない場合は、第2条1項の手数料の額の2分の1を現場検査手数料に加算するものとする。

(適合証明業務手数料の収納について)

第12条 申請者は、当該適合証明業務に係る手数料を、業務約款に規定する支払期日までに銀行振り込みにて当機関に納入するものとする。

(適合証明業務手数料返還等について)

第13条 適合証明業務のうち現場検査において、契約の取り下げ及び解除に伴い手数料の一部を返還する場合は、別に定める「一般財団法人秋田県建築住宅センター適合証明業務手数料返還等に関する規程」により計算した額とする。
ただし、手数料が支払われていない場合には、同規程により計算した額を当該手数料から減じて請求するものとする。

(適合証明書の再交付について)

第14条 適合証明書を再交付する場合の手数料は、1通につき3,300円(税込価格)とする。

(設計検査又は中間現場検査省略申請時の検査料について)

第15条 設計検査又は中間現場検査省略申請を行う場合、竣工現場検査手数料に3,300円(税込価格)を加算して請求するものとする。

(建築基準法第6条の二第1項の検査の申請を同時に行う場合の設計検査料について)

第16条 設計検査において、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を同時に行う場合は、第2条新築住宅の設計検査の申請手数料の額から申請一件につき2,200円(税込価格)を減算して請求できるものとする。

(建築基準法第7条の二第1項の検査の申請を同時に行う場合の竣工検査料について)

第17条 竣工現場検査において、建築基準法第7条の2第1項の検査の申請を同時に行う場合は、第4条新築住宅の竣工現場検査・適合証明の申請手数料の額から申請一件につき3,300円(税込価格)を減算して請求するものとする。

(附則)

1. この規程は、平成15年10月1日に施行する。
2. この改正規程は、平成16年10月1日から適用する。

3. この改正規定は、平成17年1月4日から適用する。
4. この改正規定は、平成17年6月1日から適用する。
5. この改正規定は、平成17年10月1日から適用する。
6. この改正規定は、平成19年4月1日から適用する。
7. この改正規定は、平成24年4月1日から適用する。
8. この改正規定は、平成25年4月1日から適用する。
9. この改正規定は、平成26年4月1日から適用する。
10. この改定規定は、平成26年11月1日から適用する。
11. この改定規定は、平成27年10月1日から適用する。
12. この改定規定は、平成28年9月29日から適用する。
13. この改定規程は、平成29年10月1日から適用する。
14. この改定規程は、平成30年11月1日から適用する。
15. この改定規程は、令和3年4月1日から適用する。
16. この改定規程は、令和4年10月1日から適用する。

一般財団法人秋田県建築住宅センター
適合証明業務手数料返還等に関する規程

第1条 この規程は、「一般財団法人秋田県建築住宅センター適合証明業務手数料規程」第10条に定める適合証明業務手数料等の返還について必要な事項を定める。

第2条 新築住宅の適合証明業務のうち現場検査において、契約の取り下げ及び解除を行った場合の手数料の返還の額は、下表の（イ）欄の申請の取り下げを行った時期に応じた（ロ）欄の率に当該申請手数料を乗じた額とする。ただし、当該現場検査を実施した日以降は、手数料の返還はしない。

（イ） 欄 申請の取り下げを行った時期		（ロ） 欄 当該申請手数料に乗ずる率
一戸建て等	中間現場検査及び竣工現場検査の申請を受理した日から当該現場検査の前日まで	0.5
共同建て	竣工現場検査の申請を受理した日から当該現場検査の前日まで	0.5